



福岡医発第 293 号 (地)
令和 6 年 4 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための
基本的な方針の一部を改正する件について

標記の件につきまして、厚生労働省医薬局より日本医師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等については、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 9 条第 1 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という)を定め、同法第 9 条第 3 項に基づき、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要がある場合にはこれを変更することとされております。

本件は、この規定に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたうえで、基本方針の見直しを行い、令和 6 年 3 月 29 日付けで「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件」が公布された旨を通知するものです。

具体的な改正内容につきましては、別添 1 の「2 主な改正点」をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、前回の変更については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の全部を改正する件について」(平成 31 年 3 月 29 日付福岡医発第 3375 号 (地))にてお知らせしております。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

令和 6 年 4 月 1 0 日

都道府県医師会 会長 殿

公益社団法人日本医師会

会 長 松 本 吉 郎

（公印省略）

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
の一部を改正する件について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事等に対して、標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等については、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 9 条第 1 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」という）を定め、同法第 9 条第 3 項に基づき、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要がある場合にはこれを変更することとされております。

本件は、この規定に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたうえで、基本方針の見直しを行い、令和 6 年 3 月 2 9 日付けで「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件」が公布された旨を通知するものです。

具体的な改正内容につきましては、別添 1 の「2 主な改正点」をご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回の変更については、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の全部を改正する件について」（平成 3 1 年 3 月 1 1 日付日医発第 1256 号（地 383））にて貴会宛に送付済であることを申し添えます。

医 薬 発 0329 第 9 号
令 和 6 年 3 月 29 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の
一部を改正する件について

標記について、各都道府県知事あて（別添 1）のとおり、日本赤十字社血液事業本
部長あて（別添 2）のとおり、日本製薬団体連合会会長及び一般社団法人日本血液製
剤協会会長あて（別添 3）のとおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周
知につき御配慮方よろしく申し上げます。

医薬発 0329 第 6 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の
一部を改正する件について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等については、平成 15 年 7 月 30 日に施行された安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「血液法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号。以下「基本方針」という。）が定められているところです。また、基本方針については、血液法第 9 条第 3 項に基づき、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするとしております。

今般、この規定に沿って、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いたうえで、基本方針の見直しを行い、令和 6 年 3 月 29 日付けで「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 153 号。以下「改正基本方針」という。）が公布されました。

改正基本方針の施行においては、下記について御了知の上、貴管内市町村、関係機関等への周知方特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

今般、血液法第 9 条第 3 項に基づき、基本方針の見直しを行うにあたり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給を巡る情勢の進展等を踏まえ、今後 5 年間の血液事業の

方向性を示すものとして、改正を行った。

主な改正点は、以下のとおりである。

2 主な改正点

(1) 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向について

「一 基本的な考え方」の項

「3 適正使用の推進」に、各医療機関における血液製剤の使用実態や災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員会における好事例の収集・周知等を行うことに関する記載を加えること。

(2) 第四 献血の推進に関する事項について

① 「一 献血の普及啓発及び環境整備等」の項

小中学生等を含む若年層に対する献血推進活動に関する記載について、国、地方公共団体及び採血事業者が連携する主体を「民間のボランティア団体等」とすること。

② 「五 災害時等における献血者の確保」の項

新型コロナウイルス感染症流行初期に献血血液の確保に影響が生じたことから、「災害時等」の文言を「災害や新興・再興感染症の発生時等」に変更すること。

(3) 第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項について

「三 供給危機が発生した場合の対応」の項

人免疫グロブリン製剤の限定出荷を実施したことから、国は製造販売業者と緊密に連携し、血漿分画製剤の需要増加に伴う供給不足に対して、最善の対策を検討し安定供給を確保するように努めることについて記載すること。

(4) 第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項について

① 「三 血液製剤等の研究開発の推進」の項

有効性・安全性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等の研究開発に関する記載を加えること。

② 「三 血液製剤等の研究開発の推進」の項の後に新たに設けた「四 血漿分画製剤の課題への対応」の項

血漿分画製剤の産業が抱える問題の解消に向け、多角的な研究を行い、国、採血事業者及び製造販売業者が連携して議論及び対応することについて記載すること。

- ③ 改正後の「七 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方」の項の後に新たに設けた「八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応」の項

企業等の団体への献血協力への働きかけ、採血基準の在り方及び献血可能時間の延長の検討に関する記載を加えること。

医薬発 0329 第7号
令和6年3月29日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の
一部を改正する件について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれても内容を御了知の上、その実施に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いいたします。

医薬発 0329 第8号
令和6年3月29日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の
一部を改正する件について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれても内容を御了知の上、その実施に遺漏のないよう、貴会会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

医 薬 発 0329 第 8 号
令和 6 年 3 月 29 日

一般社団法人日本血液製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の
一部を改正する件について

標記について、各都道府県知事あて別添写しのとおり通知しましたので、貴職におかれても内容を御了知の上、その実施に遺漏のないよう、貴会会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の 確保を図るための基本的な方針

令和 6 年 3 月 29 日

厚生労働省告示第 153 号

改 正 反 映

目 次

前文	1
第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向	1
一 基本的な考え方	
二 国等の責務	
第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し	3
一 輸血用血液製剤	
二 血漿分画製剤	
三 血液製剤代替医薬品等	
第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項	4
一 輸血用血液製剤	
二 医療関係者等に対する啓発等	
第四 献血の推進に関する事項	6
一 献血の普及啓発及び環境整備等	
二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画	
三 献血受入計画	
四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認及び評価	
五 災害時等における献血者の確保	
六 献血者の安全確保等	
第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項	9
一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画	
二 原料血漿の配分	
三 供給危機が発生した場合の対応	
四 血漿分画製剤の輸出等	
第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項	11
一 安全性の向上のための取組	
二 適切かつ迅速な安全対策の実施	
三 安全性の向上のための技術の開発促進及び早期導入	
四 自己血輸血の取扱い	
第七 血液製剤の適正な使用に関する事項	14
一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等	
二 医療機関における取組	
第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項	15
一 血液製剤代替医薬品等に関する事項	
二 血液製剤の表示	
三 血液製剤等の研究開発の推進	
四 血漿分画製剤の課題への対応	
五 血液製剤等の価格等	
六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化	
七 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方	
八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応	

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
(平成 31 年厚生労働省告示第 49 号、令和 6 年厚生労働省告示第 153 号一部改正)

我が国の血液事業については、昭和三十九年の閣議決定、昭和六十年八月の血液事業検討委員会の中間報告等において、全ての血液製剤を国内献血により確保することとされた。しかし、血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）のうち、血漿^{しょう}分画製剤の一部については、未だ全てを外国からの血液に依存しているものもある。このような現状を踏まえ、血液製剤の安定的な供給が確保され、かつ、国内自給の確保が推進されるよう、一層の取組を進めることが必要である。

また、我が国は、過去に血液凝固因子製剤によるヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」という。）感染という深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後重大な健康被害が生じないように、血液製剤の安全性を向上するための施策を進められることが必要である。

本方針は、これらの経緯等を踏まえ、法第九条第一項の規定に基づき定める血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保するための基本的な方針であり、今後の血液事業の方向性を示すものである。血液事業は、本方針、本方針に基づき国が定める献血推進計画及び需給計画、都道府県が定める都道府県献血推進計画並びに採血事業者が定める献血受入計画に基づいて一体的に進められることが必要である。

本方針は、血液事業を取り巻く状況の変化等に対応する必要があることなどから、法第九条第三項の規定に基づき、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

一 基本的な考え方

血液製剤は献血により得られる血液を原料とする貴重なものであるということについて、まず国民の十分な理解を得ることが必要である。

国、地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者、製造業者及び販売業者をいう。以下同じ。）、医療関係者などの血液事業に関わる者（以下「国等」という。）は、法第四条から第八条までの規定に基づき課せられた責務を確実に果たすとともに、法第三条に掲げられた基本理念の実現に向け、以下の事項を踏まえて、各般の取組を進めることが必要である。

1 安全性の向上

血液製剤は、人の血液を原料としているため、感染症の発生リスクを有する。科学技術の進歩によって、病原体の発見、その検査法や不活化・除去技術の開発・導入等が可能となり、当該リスクは著しく低減してきているが、完全には排除されておらず、近年でも血液製剤を介した感染症の発生は報告されている。一方で、血液製剤は、医療の領域に多くの成果をもたらすものである。このため、常に最新の科学的知見に基づき、血液の採取から製造、供給、使用に至るまで、安全性の確保及びその向上に向けた不断の努力が必要である。

前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV感染という深甚な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、医薬品医療機器等法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第三十条の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。

2 国内自給及び安定供給の確保

国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築に取り組むこととする。

また、中期的な需給見通しに基づき、貴重な血液製剤を献血により確保し、医療需要に応じて過不足なく安定的に供給する必要がある。特に、血漿^{しょう}分画製剤については、近年、一部の製品で医療需要が増加していることから、医療需要を過不足なく満たすため、供給量の見通しを踏まえた検討を行った上で、毎年度、需給計画に反映することにより、安定的な供給の確保を図ることとする。

3 適正使用の推進

医療関係者は、血液製剤が献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること及び原料である血液が感染症のリスクを完全には排除できないという特性があることに鑑み、血液製剤の使用を患者に真に必要な場合に限るなど、血液製剤の適正な使用を一層推進する必要がある。

また、国は、地域における血液製剤の確保・適正使用を更に促進するため、

各医療機関における血液製剤の使用実態や災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員会における好事例の収集・周知等を行うこととする。

4 公正の確保及び透明性の向上

血液事業を安定的に運営するためには、国民一人一人が、献血に由来する血液製剤を用いた医療が提供されることによって生命と健康が守られているということを理解し、積極的に献血に協力することが重要である。

このため、国等は、献血者の善意に応え、国民の理解と血液事業への参加が得られるよう、国民に対し、献血の推進、血液製剤の安全性や供給の状況、適正使用の推進等の血液事業に係る施策及び血液製剤を用いた医療に関する分かりやすい情報の積極的な提供に努めることが必要である。

こうした取組により、血液事業の公正かつ透明な運営を確保することとする。

二 国等の責務

国等には、法第四条から第八条までの規定により、次のような責務が課されている。

- 1 国は、基本理念にのっとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。また、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 採血事業者は、基本理念にのっとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。
- 4 血液製剤の製造販売業者等は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。
- 5 医療関係者は、基本理念にのっとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であって、安全な血液製剤の安定供給の確保

等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、令和十年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤は、昭和四十九年以降、全て国内献血で賄われている。直近五年間でみると、需要は僅かに減少傾向となっている。今後は、輸血用血液製剤を多く使用する高齢者の人口が増加するものの、腹腔鏡下内視鏡手術など出血量を抑えた医療技術の進歩等により、この傾向が続くものと予測しているが、引き続き、国、採血事業者及び製造販売業者は需要を注視するとともに、製造販売業者は我が国の医療需要に応じた供給を確保する必要がある。

二 血漿^{しょう}分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい傾向にあり、血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では減少傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 血液製剤代替医薬品等

血液凝固第Ⅷ因子製剤、血液凝固第Ⅸ因子製剤等については、血液製剤代替医薬品等として、遺伝子組換え製剤が供給されており、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

一 国内自給のための献血量の確保

1 輸血用血液製剤

国、地方公共団体及び採血事業者は、第二に示した血液製剤についての中期的な需給の見通しを踏まえ、第四に示すとおり、計画的な献血の推進に努め、輸血用血液製剤の国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

今後も、効率的な献血の受入れや献血者の確保のための取組に加え、輸血用血液製剤の適正使用の推進により、引き続き、医療需要に応じた国内献血による輸血用血液製剤の供給を確保する必要がある。

2 血漿^{しょう}分画製剤

血漿^{しょう}分画製剤についても、第二に示したとおり、中期的に需要の増加が見込まれることも踏まえ、輸血用血液製剤と同様に、国内自給の確保のために必要な献血量を確保することが求められる。

一方、第五に示すとおり、血漿^{しょう}分画製剤の連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料については、これまで利用されずに廃棄されていたものもある。国、採血事業者及び製造販売業者等は、国内の献血により得られた血液が全て有効に利用され、医療需要に応じて、血漿^{しょう}分画製剤として国内に過不足なく供給されるよう、血漿^{しょう}分画製剤の国内自給の確保に向けた製造及び供給のための体制を整備し、血液事業の安定的な運営を通じて、血漿^{しょう}分画製剤の安定供給を確保する必要がある。

このような中期的に需要の増加が見込まれることへの対応や、未利用の中間原料を有効に利用するため、採血事業者及び製造販売業者等は、採血から製造及び供給までに至る全ての段階を通じて、事業の最大限の効率化及び合理化を図る必要がある。

また、採血事業者における令和五年度の採血体制での原料血漿^{しょう}の最大確保量は約百二十五万リットルであるが、採血事業者が検討中の原料血漿^{しょう}の新たな確保策により、令和十年度までには令和五年度と同じ献血者数から約十万里ットルの原料血漿^{しょう}を追加して確保できるようになることが見込まれる。一方、令和十年度には国内の製造販売業者における原料血漿^{しょう}の需要量は百三十六万里ットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿^{しょう}分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿^{しょう}の具体的

な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿^{しょう}の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿^{しょう}の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

国は、血漿^{しょう}分画製剤の国内自給の確保を推進する。このため、血漿^{しょう}分画製剤の原料を外国からの血液に由来するものから国内献血由来に置き換えることにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、国内献血由来である血漿^{しょう}分画製剤の原料を配分することを検討する

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、他製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

加えて、国は、原料を輸入に依存している特殊免疫グロブリン製剤について、国内での原料血漿^{しょう}の確保に向けた具体的な方策を検討する。

二 医療関係者等に対する啓発等

国、地方公共団体、採血事業者及び製造販売業者等は、国内献血由来の血液製剤の意義について、医療関係者及び患者等（患者及びその家族をいう。以下同じ。）に対する啓発に取り組むこととする。

医療関係者は、献血により確保されている血液製剤が貴重なものであることを含め、そのような血液製剤について、患者等への分かりやすい情報提供に努めることが重要である。

また、国は、法の施行から一定期間が経過していること及び一部の血液製剤の国内自給の確保が改善していないことなどから、今一度、献血者、医療関係者、関係学会及び患者等をはじめとする国民に向け、国内自給の現状について情報提供を行うとともに、国内自給の確保の必要性を訴えることとする。

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

国、地方公共団体、採血事業者、献血推進協議会、民間の献血推進組織等は、本方針及び第四の二の献血推進計画を踏まえ、協力して、相互扶助及び博愛の精

神に基づき、献血推進運動を展開する必要がある。また、その際には、献血について国民に正確な情報を伝え、その理解と協力を得る必要がある。

輸血用血液製剤の需要は、第二の一で示したとおり、今後も僅かに減少傾向が見込まれるが、血漿^{しょう}分画製剤の需要は、第二の二で示したとおり、今後は増加が見込まれる。一方、今後の人口動態を考慮すると献血可能人口の減少が見込まれることから、血液製剤の安定供給には引き続き国民一人一人の一層の献血への協力が不可欠であると考えられる。こうした状況に鑑み、献血についての理解を広め、必要な献血者数を確保するため、テレビ、インターネット等の媒体を効果的に用いた献血への複数回の協力を含む普及啓発、集団献血の実施等の献血機会の増加に向けた企業、団体等への働きかけ及び快適な献血ルームなどの環境整備を一層推進する必要がある。

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、民間のボランティア団体等と連携して、小中学生等を含む若年層に対して、「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

また、献血未経験者については、その理由として「針刺しの痛み」、「不安感」、「恐怖感」などが指摘されており、採血事業者は、これらの軽減に取り組む必要がある。加えて、特に、初回献血時に全血採血を選択する献血者に対しては、全血採血には四百ミリリットル全血採血と二百ミリリットル全血採血があること、規則別表第二（以下「採血基準」という。）を満たしていれば、いずれの採血でも安全であることを必ず説明することとする。また、説明を受けた上で、四百ミリリットル全血採血を選択することに不安がある初回献血者には、二百ミリリットル全血採血を選択してもらうこととする。これにより、初回献血時の不安感の軽減が図られるとともに、今後の継続的な献血に繋がることが期待される。

献血は自発的な行為であり、献血者一人一人の心の充足感が活動の大きな柱となっていることから、継続して献血してもらえ環境整備を図ることが重要である。このため、採血事業者は、医療需要に応じた採血区分の採血への協力依頼を禁止するものではないものの、採血の区分（二百ミリリットル全血採血、四百ミリリットル全血採血又は成分採血）について、献血者の意思を尊重して決定すべきである。

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事

項について、毎年度、薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第五項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

市町村は、国及び都道府県とともに献血推進のための所要の措置を講ずることが重要である。

三 献血受入計画

採血事業者は、法第十一条第一項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、献血受入計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該計画に基づいて事業を実施するに当たっては、献血受入体制を着実に整備し、献血の受入れに関する目標を達成するための措置を講ずることが必要である。例えば、採血時の安全性の確保、事故への対応、献血者の個人情報保護、採血による献血者等の健康被害の補償等、献血者が安心して献血できる環境の整備、採血に際しての血液検査による健康管理サービスの充実及び献血者登録制度による献血者との連携の確保を図ることなどの措置を講ずることが重要である。

また、希少血液の確保に引き続き取り組むことが求められる。

さらに、今後少子化の進展により献血可能人口が減少することから、献血者に配慮した献血受入時間帯を設定するなど、献血者の利便性がより向上するように、献血受入体制を工夫して整備することが中長期的な課題である。このため、献血者の意見を聴取しながら献血受入体制の整備に向けた方策を検討すべきである。

四 献血推進施策の進捗状況等に関する確認及び評価

国及び地方公共団体は、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を収集する体制を構築し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行うこととする。

五 災害時等における献血者の確保

災害や新興・再興感染症の発生時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないように、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することとする。

六 献血者の安全確保等

国及び採血事業者は、献血をより一層推進するため、献血者の安全確保に努める必要がある。

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十五条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない。同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

これらに加えて、採血事業者は、採血による健康被害の種類・発生頻度、採血後の注意事項等の献血に関する情報を献血者に周知し、献血後に十分な休憩を取得するよう促すなど、採血による健康被害の未然防止策を実施することとする。

また、献血者に健康被害が生じ、採血事業者が無過失である場合や過失が明らかでない場合には、採血事業者は、別に定めるガイドラインに基づき、迅速に被害補償を行うこととする。

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

輸血用血液製剤については、昭和四十九年以降、全て国内献血により賄われており、引き続き医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

血漿^{しょう}分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十六条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿^{しょう}分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

なお、需給計画については、当該血漿^{しょう}分画製剤の需給動向のみならず、血液製剤代替医薬品等の有無や当該血液製剤代替医薬品等の需給動向、新たな治療法の手法の有無等を考慮し、審議会の意見を聴いて定める。

また、血漿^{しょう}分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十六条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十七条第二項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認め

るときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿^{しょう}の配分

国は、原料血漿^{しょう}の配分に当たっては、必要に応じて採血事業者と協力し、製造販売業者等から個別に翌年度の血漿^{しょう}分画製剤の需給に係る情報を収集する。その上で、製造販売業者等の製造能力及び製造効率を勘案し、安定供給に必要な血漿^{しょう}分画製剤の適正な水準の製造が確保されるよう、審議会での審議を踏まえ、需給計画において採血事業者から製造販売業者等への原料血漿^{しょう}の配分量及び配分する際の標準価格を定めることとする。

採血事業者は、法第二十六条第七項の規定に基づき、原料血漿^{しょう}の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

国は、現に原料血漿^{しょう}が配分されている製造販売業者等に加え、新たに原料血漿^{しょう}の配分を希望し、これを原料に国内に血漿^{しょう}分画製剤を供給しようとする製造販売業者等に対し、審議会が法の目的及び基本理念を踏まえて決定する配分ルールに従って配分することとする。この場合、外国に製造所を有する製造販売業者等も配分の対象となり得る。

三 供給危機が発生した場合の対応

国は、災害等の場合には、血液製剤の供給に支障を来すことがないように、血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）について、製造販売業者等に在庫状況等を確認し、その結果を踏まえ、広域的な対応が必要と判断した場合には、製造販売業者等による供給を支援する。また、平時より一定程度の在庫確保を要請するとともに、緊急時には代替製剤の増産を要請することにより、その安定供給を確保することとする。

これらの対応に加えて、国は、血漿^{しょう}分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保

するよう努める必要がある。

また、血漿^{しょう}分画製剤の需要増加に伴う供給不足が発生した場合は、国は製造販売業者と緊密に連携し、供給不足に対する最善の対策を検討し、安定供給を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、必要に応じ、防災計画や医療計画に盛り込むなど、平時から災害等に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害等に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

四 血漿^{しょう}分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿^{しょう}分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿^{しょう}分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿^{しょう}分画製剤の種類及び量を定めることとし、血漿^{しょう}分画製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿^{しょう}分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

生物由来製品については、その感染のリスク等を踏まえ、原材料の採取及び製造から市販後に至る各段階において、一般の医薬品等における各種基準に加え、医薬品医療機器等法の第十二章生物由来製品の特例の規定に基づき、以下に掲げる基準等が定められている。このため、血液製剤については、これらの基準等を

柱として、他の医薬品等と比べてより慎重な管理を行うなど、一層の安全性の確保が求められている。

- 1 保健衛生上の観点から定める原料等及び品質等に関する基準（生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）及び生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号））
- 2 構造設備、製造管理及び品質管理の方法について、その特性に応じた基準（薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）第八条、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十九号）第二十八条）
- 3 直接の容器又は直接の被包等において、感染のリスク等を有することから適正に使用すべき医薬品等であることを明らかにするため、安全性の確保に関し必要な表示を行うこと（医薬品医療機器等法第六十八条の十七）。
- 4 病原体の混入が判明した場合に遡及調査を速やかに講ずることを可能とするため、製造販売業者、販売業者及び医療関係者は必要な事項について記録を作成し、保存すること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十二）。また、製造業者は、特定生物由来製品について、遡及調査のために必要な量を、他の医薬品等と比べてより長期間、適切に保存すること（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第二十八条）。
- 5 生物由来製品の製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、その製造販売をし、又は承認を受けた生物由来製品又は当該生物由来製品の原料による感染症に関する最新の知見に基づき当該生物由来製品を評価し、その成果について、厚生労働大臣に感染症定期報告を行わなければならないこと（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第一項）。
- 6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第三十条）。
- 7 医療関係者は、特定生物由来製品の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者等に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十一）。

以上の基準等とともに、血液製剤の一層の安全性の確保を図るため、国、地方公共団体及び採血事業者は、献血者に対し、検査を目的とした献血を行わないよ

う、あらかじめ周知徹底することとする。また、採血事業者は、血液製剤を介して感染症等が発生するリスクをできる限り排除するために、献血時における問診の充実を図るなど血液製剤の安全性の向上に協力することとする。さらに、医療関係者は、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の九第一項の規定に基づき、血液製剤の使用によって保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあることを知ったときは、これを防止するために必要な措置を速やかに講じなければならない。医療関係者及び販売業者等は、同条第二項の規定に基づき、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者が行うこれらの必要な措置の実施に協力するよう努めなければならない。

製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、医薬品医療機器等法第六十八条の十第一項の規定に基づき、医療関係者は同条第二項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる副作用、感染症の発生等を知ったときは、その旨について、厚生労働大臣に速やかに報告（以下「副作用等報告」という。）を行わなければならない。なお、製造販売業者又は外国製造医薬品等特例承認取得者は、副作用等報告に際して遡及調査を行う必要がある。

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品医療機器等法第六十九条の三の規定に基づく血液製剤の販売等の一時停止、医薬品医療機器等法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに医薬品医療機器等法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

厚生労働大臣は、審議会において、その委員等と感染症定期報告、副作用等報告による血液製剤の安全性に関する情報を遅滞なく共有するとともに、国民及び医療関係者に対し適切かつ迅速に情報を公開し、提供することとする。情報の提供に当たっては、患者等に対する不利益や偏見、差別に配慮することとする。

国は、安全対策を実施するための体制について、製造販売業者等、採血事業者

及び医療関係者の協力を得て、感染症に関する情報、安全技術の開発動向、海外の制度等を参照しながら、必要に応じて検討することとする。

三 安全性の向上のための技術の開発促進及び早期導入

製造販売業者等は、病原体の不活化・除去技術の向上、より高感度かつ高精度の検査方法の開発等を通じ、より安全性の高い血液製剤の開発等に努めることが必要である。

また、国は、血液製剤の安全性の向上に係る技術に関する情報を収集し、技術開発を支援し、採血事業者、製造販売業者及び製造業者がそれらの技術を早期導入するように指導することとする。

四 自己血輸血の取扱い

輸血用血液製剤により感染症、免疫学的副作用等が発生するリスクは、完全には否定できない。このため、院内での実施管理体制が適正に確立されている場合には、自己血輸血が推奨されており、国は、血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針において、自己血輸血の取扱いを医療機関に示しており、医療関係者は、当該指針に沿って適切に行う必要がある。

また、自己血輸血を除き、院内血輸血は、安全性の問題等があることから、原則として行うべきではない。

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

国は、血液製剤の使用適正化及び輸血療法の適正化を図るために策定した各種指針の改定を適宜行うとともに、その普及を図る。また、医療関係者に対する教育等を通じて、血液製剤の適正使用を働きかけていく。さらに、医療機関における血液製剤の使用状況について定期的に調査を行い、適正使用の推進のための効果的な方法を検討し、必要に応じて、適正使用の推進のための方策を講ずる。

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になれるよう、合同輸血療法委員会の積極的な活用、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 医療機関における取組

医療関係者は、医療機関における血液製剤の管理体制を整備し、その使用状況を把握するとともに、血液製剤の特徴を十分に理解し、患者に真に必要な場合に限って血液製剤を使用するなど、適正使用に努める。

また、患者等に対し、血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正使用のために必要な事項に関して適切かつ十分な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、血液製剤の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得る

こととする。

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

血液製剤代替医薬品等の製造及び供給は、血液製剤の需給動向に重要な影響を与えるため、第五に示したとおり、計画的に行うこととしている。

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、患者等に丁寧な説明を行うことが望ましい。

二 血液製剤の表示

投与される血液製剤の原料の由来に係る患者等の知る権利を確保するため、製造販売業者等は、医薬品医療機器等法第六十八条の十七の規定に基づき、直接の容器又は直接の被包に、採血国及び献血又は非献血の区別を表示しなくてはならない。また、医療関係者が患者等に対し、できる限りこれらの説明をしやすくな

るよう、国、製造販売業者等及び医療関係者は、例えば、血漿^{しょう}分画製剤の説明文を用意したり、その説明に薬剤師等を活用したりするなど、環境整備を進める必要がある。

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製剤等の安全性・有効性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等の研究開発を支援する。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

四 血漿^{しょう}分画製剤の課題への対応

血漿^{しょう}分画製剤の国内自給、製造販売業者等の収益の改善、貴重な献血由来の

原料血漿^{しょう}の有効活用等を図るための多角的な研究を行い、審議会等における議論を踏まえて、国、採血事業者及び製造販売業者が連携して対応する。

五 血液製剤等の価格等

1 輸血用血液製剤

輸血用血液製剤に係る血液事業は、原料の採血から製剤の検査、製造、供給に至るまで、現在は唯一の採血事業者かつ製造販売業者でもある事業者が実施しており、競争原理が働いていない。このため、当該事業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、輸血用血液製剤を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な製剤を供給できるよう努力をする必要がある。

2 原料血漿^{しょう}

採血事業者及び製造業者は、血液事業の運営に支障を来さないことを前提として、原料血漿^{しょう}を供給するまでの各工程で無駄がないかなどを検証し、コスト削減に努めることにより、少しでも安価な原料血漿^{しょう}を供給できるよう努力をする必要がある。

また、国は、需給計画の策定時における原料血漿^{しょう}の標準価格（以下「標準価格」という。）の計算方式の改善、原料血漿^{しょう}の配分量及び標準価格の複数年契約化等による標準価格の在り方そのものの見直しなどについて、採血事業者及び血漿^{しょう}分画製剤の製造販売業者等の協力を得て検討を行う。

3 血漿^{しょう}分画製剤

多くの血漿^{しょう}分画製剤（血液製剤代替医薬品等を含む。以下同じ。）は、薬価収載されて以降三十年を超えて医療現場に安定的に供給され、我が国の医療に貢献している一方、薬価が下落し続けている状況にある。加えて、我が国の血漿^{しょう}分画製剤の需要に応じた血漿^{しょう}成分採血比率の上昇による原料血漿^{しょう}の価格の上昇又は為替レートの変動による原料価格の上昇などにより、血漿^{しょう}分画製剤の製造販売業者の収益が強く圧迫されていることが懸念される。

安定供給が求められる血漿^{しょう}分画製剤の供給が、採算性の低下によって支障

を来さないよう、十分配慮することが必要である。

国、製造販売業者、卸売販売業者、医療機関及び薬局は、医療に不可欠な血

漿^{しょう}分画製剤の価値に見合った価格設定により、単品単価による取引を推進する必要がある。

六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化

国、採血事業者、血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

七 複数の採血事業者を想定した血液事業の在り方

国は、国内自給及び安定供給の確保、献血者の健康保護、献血者が採血事業者を選択できる選択権の確保等を念頭に、審議会及び製造販売業者等の関係者の意見を聴いて、新たな採血事業者の参入環境を整備していく必要がある。

八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応

今後の献血可能人口の減少やライフスタイルの多様化を見据え、献血の推進及び血液の有効活用の観点から、国は採血基準の見直しについて、採血事業者は献血可能時間の延長や健康管理の向上について検討するとともに、企業等の団体による献血協力の推進が望まれる。

○厚生労働省告示第百五十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第九条第三項の規定に基づき、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定により告示し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (略) 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 一 基本的な考え方 (略) 1 安全性の向上 (略) 前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるH I V感染という深甚な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、<u>医薬品医療機器等法</u>第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び<u>法第三十条</u>の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。 2 (略) 3 適正使用の推進 (略) また、国は、<u>地域における血液製剤の確保・適正使用を更</u>に促進するため、<u>各医療機関における血液製剤の使用実態や</u>	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (略) 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 一 基本的な考え方 (略) 1 安全性の向上 (略) 前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるH I V感染という深甚な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、<u>同法</u>第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び<u>法第二十九条</u>の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。 2 (略) 3 適正使用の推進 (略) また、国は、<u>血液製剤の適切かつ適正な使用を更に促進するための方策を講ずることとする。</u>

災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員会における好事例の収集・周知等を行うこととする。

4 (略)

二 (略)

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、令和十年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 (略)

二 血漿、分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい傾向にあり、血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では減少傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 (略)

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

4 (略)

二 (略)

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、平成三十五年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 (略)

二 血漿、分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では減少傾向にあり、血液凝固第Ⅷ因子製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では横ばい傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 (略)

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

一 国内自給のための献血量の確保

1 (略)

2 血漿分画製剤

(略)

また、採血事業者における令和五年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百二十五万リットルであるが、採血事業者が検討中の原料血漿の新たな確保策により、令和十年度までには令和五年度と同じ献血者数から約十万リットルの原料血漿を追加して確保できるようなことが見込まれる。一方、令和十年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十六万リットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

(略)

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、他製剤の需要は減少傾向にあり、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

(略)

二 (略)

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

(略)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献

一 国内自給のための献血量の確保

1 (略)

2 血漿分画製剤

(略)

また、採血事業者における平成三十年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百万リットルであるが、採血事業者が実施又は検討中の原料血漿の新たな確保策により、平成三十五年度までには平成三十年度と同じ献血者数から約二十万リットルの原料血漿を追加して確保できるようなことが見込まれる。一方、平成三十五年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十八万リットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

(略)

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、アルブミン製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

(略)

二 (略)

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

(略)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献

血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、民間のボランティア団体等と連携して、小中学生等を含む若年層に対して、「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

(略)

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第五項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

(略)

三・四 (略)

五 災害時等における献血者の確保

災害や新興・再興感染症の発生時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないよう、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらか

血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、学校等と連携して「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

(略)

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第四項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

(略)

三・四 (略)

五 災害時等における献血者の確保

災害時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないよう、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することと

じめ対策を検討することとする。

六 献血者の安全確保等

(略)

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十五条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない、同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

(略)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(略)

血漿分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十六条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

(略)

また、血漿分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十六条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十七条第二項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿の配分

(略)

採血事業者は、法第二十六条第七項の規定に基づき、原料血

する。

六 献血者の安全確保等

(略)

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十四条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない、同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

(略)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(略)

血漿分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

(略)

また、血漿分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十五条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十六条第一項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿の配分

(略)

採血事業者は、法第二十五条第七項の規定に基づき、原料血

漿の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(略)

三 供給危機が発生した場合の対応

(略)

これらの対応に加えて、国は、血漿分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよう努める必要がある。

また、血漿分画製剤の需要増加に伴う供給不足が発生した場合は、国は製造販売業者と緊密に連携し、供給不足に対する最善の対策を検討し、安定供給を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、必要に応じ、防災計画や医療計画に盛り込むなど、平時から災害等に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害等に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

四 血漿分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及

漿の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(略)

三 供給危機が発生した場合の対応

(略)

これらの対応に加えて、国は、血漿分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、防災計画に盛り込むなど、平時から災害に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

四 血漿分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及

び量を定めることとし、血漿分画製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

(略)

1～5 (略)

6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第三十条）。

7 (略)

(略)

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

(略)

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があ

び量を定めることとし、血漿分画製剤の製造販売業者等は、法第二十五条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

(略)

1～5 (略)

6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第二十九条）。

7 (略)

(略)

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十八条の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

(略)

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があ

ると認めるときは、医薬品医療機器等法第六十九条の三の規定に基づく血液製剤の販売等の一時停止、医薬品医療機器等法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに医薬品医療機器等法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

(略)

三・四 (略)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(略)

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、合同輸血療法委員会の積極的な活用、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 (略)

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(略)

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、患者等に丁寧な説明を行うことが望ましい。

ると認めるときは、同法第六十九条の三の規定に基づく血液製剤の販売等の一時停止、同法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに同法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

(略)

三・四 (略)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(略)

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 (略)

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(略)

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。なお、患者等への説明又は記録の保存等についても、必要に応じ、特定生物由来製品と同様に行うことが求められる。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

二 (略)

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製

二 (略)

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製

剤等の安全性・有効性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等の研究開発を支援する。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

四 血漿分画製剤の課題への対応

血漿分画製剤の国内自給、製造販売業者等の収益の改善、貴重な献血由来の原料血漿の有効活用等を図るための多角的な研究を行い、審議会等における議論を踏まえて、国、採血事業者及び製造販売業者が連携して対応する。

五 (略)

六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化
国、採血事業者、血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

剤等の研究開発を支援する。例えば、抗血液凝固第IX a/X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体のように、作用が長時間持続することが期待でき、また、皮下注射が可能になるといった患者の利便性に資する医薬品の開発が期待される。

また、抗凝固因子を低下させることで生体内での凝固因子と抗凝固因子とを平衡化することにより、血友病の治療を行う医薬品の臨床試験が進み、インヒビターの有無にかかわらず、皮下注射により治療を行うことが期待されており、国は、臨床試験の状況を注視していく。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

なお、輸血用血液製剤と代替性がある医薬品又は再生医療等製品の研究開発については、平成三十年九月に厚生科学審議会でiPS細胞由来の血小板を用いた自己輸血の臨床研究の実施計画が了承されており、国として、研究の実施状況を注視していく。

(新設)

四 (略)

五 コンプライアンスの強化
血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

八 七
(略)

献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応
今後の献血可能人口の減少やライフスタイルの多様化を見据
え、献血の推進及び血液の有効活用の観点から、国は採血基準
の見直しについて、採血事業者は献血可能時間の延長や健康管
理の向上について検討するとともに、企業等の団体による献血
協力の推進が望まれる。

六
(新設)
(略)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則
(国家公安委七)

〔庁 令〕

○海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令及び海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令
(海上保安庁一)

〔告 示〕

○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件
(金融庁三四)

○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件(同三五)

○不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件(金融庁・国土交通一)
○小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等の一部を改正する告示(同二)
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準第二十条第四項の規定に基づき子ども家庭庁長官が指定する者(子ども家庭庁七)
○児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う子ども家庭庁関係告示の整備等に関する告示(同八)
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁九)
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務一五)
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(同一六)
○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件(総務一一〇)

○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件(同一一)
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同一二)
○平成三年自治省告示第七十四号(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件(同一一三)
○平成四年自治省告示第五十七号(地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件(同一一四)
○平成四年自治省告示第五十八号(地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件)の一部を改正する件(同一一五)
○平成四年自治省告示第五十九号(地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件)の一部を改正する件(同一二六)
○平成八年自治省告示第九十五号(地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件)の一部を改正する件(同一一七)

○平成三十一年総務省告示第百六十五号(地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件)の一部を改正する件(同一一八)
○地方税法第百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件(同一一九)
○地方税法第百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件(同一二〇)
○地方税法第百八十九条第二項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件(同一二一)
○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(同一二二)
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(同一二三)
○地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(同一二四)
○地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件(同一二五)

(以下次のページへ続く)

○中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一四六)	四	○雇用保険法施行規則第一百二十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一五五)	一〇四	○基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件(同一六四)	三	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六
○確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一四七)		○雇用保険法施行規則第四百十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一五六)	一〇五	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同一六五)	三三	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(厚生労働・経済産業・環境)	三九
○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一四八)		○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件(同一五八)	一〇九	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同一六六)	三三	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき、次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消した件(同一二)	三七
○中小企業退職金共済法施行令第十六条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一五〇)		○厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する告示(同一五九)	一一〇	○介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の全部を改正する件(同一六八)	三三	○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件(同六六九)	二五
○中小企業退職金共済法第三十一条の第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件(同一五一)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○医療機器等総括製造販売責任者の基準に関し、又は医療機器責任技術者の資格を有する者として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一百四十九条第一項第四号等に掲げる、厚生労働大臣が同項第一号等に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者(同一六九)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四
○働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示(同一五二)		○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件(同一六三)	一二九	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件(同六六九)	二五
○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針の一部を改正する件(同一五三)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四
○療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同一五四)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件(同六六九)	二五
○療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同一五四)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四
○療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同一五四)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四
○療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同一五四)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四
○療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示(同一五四)		○令和六年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率(同一六一)	一二六	○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき令和六年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件(同一七〇)	三六	○農産物規格規程の一部を改正する件(同六六八)	二四

○厚生労働省告示第百五十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第七号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八条の規定による改正前の雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条第三項及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十四条第三項の規定に基づき、働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示（働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準の一部改正）

第一条 働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準（昭和四十九年労働省告示第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（建物） 第五条 働く婦人の家の建物の特定主要構造部は、耐火構造でなければならないものとする。	（建物） 第五条 働く婦人の家の建物の主要構造部は、耐火構造でなければならないものとする。	（建物） 2（略）

（勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部改正）

第二条 勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準（平成七年労働省告示第百九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（建物） 第五条 勤労者家庭支援施設の建物の特定主要構造部は、耐火構造でなければならないものとする。	（建物） 第五条 勤労者家庭支援施設の建物の主要構造部は、耐火構造でなければならないものとする。	（建物） 2・3（略）

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百五十三号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第九条第三項の規定に基づき、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定により告示し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（略） 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 一 基本的な考え方 1 安全性の向上（略） （略） 前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV感染という深刻な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（略） 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 一 基本的な考え方 1 安全性の向上（略） （略） 前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV感染という深刻な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（略） 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 一 基本的な考え方 1 安全性の向上（略） （略） 前述のとおり、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV感染という深刻な苦難を経験しており、より一層の安全確保対策の充実が求められている。こうしたことを踏まえ、血液製剤については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保

等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、医薬品医療機器等法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第三十条の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。

2 (略)

3 適正使用の推進
(略)

また、国は、地域における血液製剤の確保・適正使用を更に促進するため、各医療機関における血液製剤の使用実態や災害時等の輸血医療連携体制、各都道府県合同輸血療法委員会における好事例の収集・周知等を行うこととする。

4 (略)

二 (略)

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、令和十年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 (略)

二 血漿 分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい傾向にあり、血液凝固第八因子製剤及び血液凝固第九因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では減少傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 (略)

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

一 国内自給のための献血量の確保

1 (略)

2 血漿 分画製剤
(略)

また、採血事業者における令和五年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百二十五万リットルであるが、採血事業者が検討中の原料血漿の新たな確保策により、令和十年度までには令和五年度と同じ献血者数から約十万リットルの原料血漿を追加して確保

等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、その安全性の確保を図ってきており、国は、引き続き、同法第六十八条の十並びに第六十八条の二十四及び法第二十九条の規定に基づき、副作用等の報告及び感染症定期報告の状況を踏まえた保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な安全対策を迅速かつ的確に講ずるとともに、常にその実効性が検証されるような体制によって、血液事業を運営していくこととする。

2 (略)

3 適正使用の推進
(略)

また、国は、血液製剤の適切かつ適正な使用を更に促進するための方策を講ずることとする。

4 (略)

二 (略)

第二 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し

血液製剤及び血液製剤代替医薬品等（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号。以下「規則」という。）第二条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）（以下「血液製剤等」という。）の需給動向を勘案しつつ、それらの中期的な需給の見通しとして、平成三十五年度までの今後五年間の状況について、次のとおり考察する。

一 (略)

二 血漿 分画製剤

免疫グロブリン製剤の需要は、直近五年間でみると増加傾向にある。また、製造販売業者において効能又は効果を拡大する開発が進められており、これが実現した場合には更に需要が増加することが見込まれることから、今後の需要を注視する必要がある。また、アルブミン製剤の需要は直近五年間では横ばい傾向にあり、血液凝固第八因子製剤及び血液凝固第九因子製剤（複合体製剤を除く。）の需要は、直近五年間では横ばい傾向となっている。いずれも需要に見合う供給が見込まれるが、引き続き、我が国の医療需要に応じた供給が確保される必要がある。

三 (略)

第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

一 国内自給のための献血量の確保

1 (略)

2 血漿 分画製剤
(略)

また、採血事業者における平成三十年度の採血体制での原料血漿の最大確保量は約百万リットルであるが、採血事業者が実施又は検討中の原料血漿の新たな確保策により、平成三十五年度までには平成三十年度と同じ献血者数から約二十万リットルの原料血漿を追

できるようになることが見込まれる。一方、令和十年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十六万リットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

(略)

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、他製剤の需要は減少傾向にあり、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

(略)

二 (略)

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

(略)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、民間のボランティア団体等と連携して、小中学生等を含む若年層に対して「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

(略)

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第五項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

(略)

三・四 (略)

五 災害時等における献血者の確保

災害や新興・再興感染症の発生時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないよう、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することとする。

加して確保できるようになることが見込まれる。一方、平成三十五年度には国内の製造販売業者における原料血漿の需要量は百三十八万リットルに達するとの推計もある。このため、国は、血漿分画製剤を供給する製造販売業者等の協力を得て、国内の医療需要を踏まえた原料血漿の具体的な需要見込量を示すとともに、採血事業者は、原料血漿の新たな確保策の早期実施に加え、我が国の医療需要に応じた原料血漿の更なる確保に取り組んでいく必要がある。

(略)

また、国内における免疫グロブリン製剤の需要が増加する一方、アルブミン製剤の需要は減少傾向にあり、さらに、組織接着剤の国内自給の減少により、未利用の中間原料が発生する現状にある。このため、国は、これら未利用の中間原料を使用することにより国内自給に寄与する方針を有する製造販売業者等に、当該中間原料を配分することを検討する。

(略)

二 (略)

第四 献血の推進に関する事項

一 献血の普及啓発及び環境整備等

(略)

特に、幼少期も含めた若年層に対する献血推進は、将来の献血基盤の確保という観点から非常に重要である。このため、国、地方公共団体及び採血事業者は、学校等と連携して「献血セミナー」や「キッズ献血」を実施するなど、献血に関する正しい知識の普及啓発や、集団献血等の献血に触れ合う機会を積極的に提供する必要がある。

(略)

二 献血推進計画及び都道府県献血推進計画

厚生労働大臣は、法第十条第一項の規定に基づき、献血により確保すべき血液の目標量、その目標量を確保するための基本的な施策及び献血の推進に関する事項について、毎年度、薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて献血推進計画を策定し、公表する。また、献血推進計画に基づき、国民の献血への理解と協力を得るための教育及び啓発、献血の受入れや献血者の保護に関する採血事業者への協力等を行う。

都道府県は、法第十条第四項の規定により、本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、血液製剤の需給の状況、適正使用の推進状況、人口動態等を考慮して、効果的な都道府県献血推進計画を策定し、公表するよう努める。また、献血に対する住民の理解を深めるための広報、献血推進組織の育成、献血の受入れの円滑な実施等の措置を講ずることが重要である。

(略)

三・四 (略)

五 災害時等における献血者の確保

災害時等において、製造販売業者等の保有する血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫が不足する場合には、採血事業者は、国及び地方公共団体と協力し、供給に支障を来すことがないよう、献血者の確保について早急な対策を講ずることとする。また、災害時等の対応については、国及び地方公共団体と協力し、あらかじめ対策を検討することとする。

六 献血者の安全確保等

(略)

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十五条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない。同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

(略)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(略)

血漿、分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十六条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿、分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

(略)

また、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十六条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十七条第二項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿の配分

(略)

採血事業者は、法第二十六条第七項の規定に基づき、原料血漿の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(略)

三 供給危機が発生した場合の対応

(略)

これらの対応に加えて、国は、血漿、分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよう努める必要がある。

また、血漿、分画製剤の需要増加に伴う供給不足が発生した場合は、国は製造販売業者と緊密に連携し、供給不足に対する最善の対策を検討し、安定供給を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、必要に応じ、防災計画や医療計画に盛り込むなど、平時から災害等に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害等に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

六 献血者の安全確保等

(略)

このため、厚生労働大臣は、法第十五条の規定に基づき、採血事業者に対して、採血する血液の量を指示することとされている。また、採血しようとする者は、法第二十四条第一項の規定に基づき、あらかじめ献血者等につき健康診断を行わなければならない。同条第二項の規定及び採血基準に基づき、貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならないこととされている。

(略)

第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

一 血液製剤の安定供給の確保のための需給計画

(略)

血漿、分画製剤については、中期的な需給の見通しを踏まえ、需要動向を適時適切に把握する必要がある。このため、厚生労働大臣は、法第二十五条第一項の規定に基づき血液製剤代替医薬品等を含む血漿、分画製剤の需給計画を定め、同条第六項の規定に基づきこれを公表する。

(略)

また、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、製造又は輸入に当たっては、法第二十五条第七項の規定に基づき、需給計画を尊重するとともに、法第二十六条第一項の規定に基づき、その製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。厚生労働大臣は、当該報告が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、必要に応じ、製造販売業者等に対して需給計画を尊重して製造又は輸入すべきことを勧告する。

二 原料血漿の配分

(略)

採血事業者は、法第二十五条第七項の規定に基づき、原料血漿の配分に当たっては、需給計画を尊重しなければならない。

(略)

三 供給危機が発生した場合の対応

(略)

これらの対応に加えて、国は、血漿、分画製剤の安定供給の観点から、代替製剤がなく、一つの製造販売業者から単独で供給されている場合、その状況を解消するため、同じ効能を有する製品が複数の製造販売業者から供給される体制を確保するよう努める必要がある。

都道府県は、災害等が発生した場合の血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の供給体制等について、製造販売業者等と協議し、防災計画に盛り込むなど、平時から災害に備えた対応を行う必要がある。

製造販売業者等は、災害等の場合の緊急的な対応を常に考慮しながら、安定的な供給を確保する必要がある。このため、緊急時の製造や供給に関するマニュアルの整備や訓練、災害に備えた設備の整備などを実施することにより、緊急的な対応が可能な体制を構築しておく必要がある。

四 血漿、分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿、分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿、分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿、分画製剤の種類及び量を定めることとし、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、法第二十六条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿、分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

(略)

155 (略)

6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第三十条）。

7 (略)

(略)

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

(略)

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、医薬品医療機器等法第六十九条の三の規定に基づき、血液製剤の販売等の一時停止、医薬品医療機器等法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに医薬品医療機器等法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

(略)

三・四 (略)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(略)

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、合同輸血療法委員会の積極的な活用、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 (略)

四 血漿、分画製剤の輸出等

今まで廃棄されていた連産工程の中で生じる国内献血由来の中間原料を活用した血漿、分画製剤の輸出など、献血血液の有効活用及び海外の患者のアンメット・メディカル・ニーズに資することを目的とした血漿、分画製剤の輸出については、国内の血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で行うものとする。そのため、厚生労働大臣は、需給計画において当該年度に輸出すると見込まれる血漿、分画製剤の種類及び量を定めることとし、血漿、分画製剤の製造販売業者等は、法第二十五条第三項の規定に基づき、需給計画の作成に資するよう、翌年度に輸出すると見込まれる血漿、分画製剤の種類及び量を厚生労働大臣に届け出ることとする。

第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項

一 安全性の向上のための取組

(略)

155 (略)

6 厚生労働大臣は、感染症定期報告に係る情報の整理又は調査を行った上で、当該感染症定期報告の状況について審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずること（医薬品医療機器等法第六十八条の二十四第二項及び第三項）。特に、血液製剤については、これらの措置に加えて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずること（法第二十九条）。

7 (略)

(略)

二 適切かつ迅速な安全対策の実施

採血事業者は、法第二十八条の規定に基づき、採取した血液を原料として製造された血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、当該血液に関する必要な情報を、当該血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。

(略)

厚生労働大臣は、製造販売業者に対して、医薬品医療機器等法第六十九条第四項の規定に基づき、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生等の原因の調査を求め、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、同法第六十九条の三の規定に基づき、血液製剤の販売等の一時停止、同法第七十条第一項及び第二項の規定に基づく血液製剤の回収等並びに同法第七十二条第一項から第三項までの規定に基づく品質管理等の方法の改善の措置等の措置を採るべきことを命ずる。

(略)

三・四 (略)

第七 血液製剤の適正な使用に関する事項

一 血液製剤の適正使用のための各種指針の普及等

(略)

国及び都道府県は、医療機関において血液製剤を用いた輸血療法が適正になされるよう、輸血療法委員会及び輸血部門の設置並びに責任医師及び担当技師の配置を働きかける。

二 (略)

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(略)

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、患者等に丁寧な説明を行うことが望ましい。

二 (略)

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製剤等の安全性・有効性の高い治療方針、血液製剤代替医薬品等の研究開発を支援する。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

四 血漿、分画製剤の課題への対応

血漿、分画製剤の国内自給、製造販売業者等の収益の改善、貴重な献血由来の原料血漿の有効活用等を図るための多角的な研究を行い、審議会等における議論を踏まえて、国、採血事業者及び製造販売業者が連携して対応する。

五 (略)

六 国、採血事業者、製造販売業者等のコンプライアンスの強化

国、採血事業者、血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

七 (略)

八 献血可能人口の減少及びライフスタイルの多様化への対応

今後の献血可能人口の減少やライフスタイルの多様化を見据え、献血の推進及び血液の有効活用の観点から、国は採血基準の見直しについて、採血事業者は献血可能時間の延長や健康管理の向上について検討するとともに、企業等の団体による献血協力の推進が望まれる。

第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

一 血液製剤代替医薬品等に関する事項

(略)

安全対策については、第六に示した医薬品医療機器等法等に基づく規制が適用される。なお、患者等への説明又は記録の保存等についても、必要に応じ、特定生物由来製品と同様に行うことが求められる。

また、血液製剤代替医薬品等の使用に当たっては、原則として患者等より同意を得ることとする。

二 (略)

三 血液製剤等の研究開発の推進

既存の血液製剤等よりも優れた安全性及び有効性を有するものの製品化が進むよう、国は、製造販売業者等における血液製剤等の研究開発を支援する。例えば、抗血液凝固第Ⅸa/X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体のように、作用が長時間持続することが期待でき、また、皮下注射が可能になるといった患者の利便性に資する医薬品の開発が期待される。

また、抗凝固因子を低下させることで生体内での凝固因子と抗凝固因子とを平衡化することにより、血友病の治療を行う医薬品の臨床試験が進み、インヒビターの有無にかかわらず、皮下注射により治療を行うことが期待されており、国は、臨床試験の状況を注視していく。

国は、学会等からの要望を受け、国内では承認されていない血液製剤等や効能又は効果について、薬物療法に関する医学的・薬学的な学識経験を有する者で構成する検討会議において、諸外国での承認状況や科学的な根拠に基づき検討を行う。その上で、製造販売業者への開発要請等を通じて、開発の推進を促す。

なお、輸血用血液製剤と代替性がある医薬品又は再生医療等製品の研究開発については、平成三十年九月に厚生科学審議会でiPS細胞由来の血小板を用いた自己輸血の臨床研究の実施計画が了承されており、国として、研究の実施状況を注視していく。

(新設)

四 (略)

五 コンプライアンスの強化

血液製剤等の製造販売業者等は、コンプライアンス行動規範について見直し、必要に応じ改定等の措置を講ずることにより、効果的・継続的にコンプライアンス体制の強化を推進していくことが必要である。

六 (略)

(新設)